

岡山県医師会認定かかりつけ医制度

岡山県医師会では、平成 27 年度より「岡山県医師会認定かかりつけ医制度」を創設いたしました。

厚生労働省は 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

最前線で地域医療を支えている「かかりつけ医」が普及し、地域医療の中核となることで在宅医療の質が向上し、地域包括システムが構築されると考えられます。

このような観点から、「かかりつけ医」に必要な知識や情報を共有し、「かかりつけ医」のスキルの向上と標準化を目的とし、「岡山県医師会認定かかりつけ医制度」を創設する運びとなりました。

是非、「岡山県医師会認定かかりつけ医制度」の趣旨をご理解いただき、地域の「かかりつけ医」として益々のご活躍をされますよう、お願い申し上げます。

◆資格要件について

1. 岡山県内で医療活動を行っている医師であること。
2. 「岡山県医師会認定かかりつけ医」の趣旨に賛同する者。
3. かかりつけ医として地域医療に従事している者。
4. 申請時（基準日は年度末）の前 2 年間に於いて岡山県医師会が指定する「岡山県医師会認定かかりつけ医」研修会を受講している者。

【研修項目】①脂質異常症 ②糖尿病 ③高血圧症 ④認知症 ⑤禁煙指導
⑥健康相談 ⑦在宅医療 ⑧介護保険 ⑨服薬管理 ⑩死体検案

◆認定について

1. 認定期間 2 年間
2. 岡山県医師会認定かかりつけ医審査会において資格要件を審査し、承認された者に対し、認定証を交付
3. 岡山県内で医療活動を行っている医師は無料

申請手順について

1. 岡山県医師会へ申請

【提出物】

新規：①申請書（様式第 1 号）、②履歴書（様式第 2 号）、③受講証明書の写し

更新：①申請書（更新）（様式第 3 号）、②受講証明書の写し

2. 岡山県医師会認定かかりつけ医審査会で審査（3 月）
3. 認定証の交付（4 月）

※ 本制度で実施する研修会は「地域包括診療加算・地域包括診療料に係る かかりつけ医研修会」の内容を含んでいます。（地域包括診療加算および地域包括診療料の施設基準にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部にあたります。）

お問い合わせ先 岡山県医師会 地域医療課
TEL 086-250-5111 FAX 086-251-6622